

原子力災害記録ノート(兵庫県版) ☆ 記入説明のしおり

平成 23 年 9 月 20 日版

福島第一原発の事故を受け、福島県原子力災害記録ノートを作成しました。

現在、東京電力より、皆様に順次請求書が発送されているところですが、この請求書を返送しなければ賠償金を受け取ることができないわけではありません。東京電力に請求書を返送して同社と合意する場合には、領収書の原本を提出しなければならないこと、あくまでも東京電力の基準で賠償金額が計算されてしまうこと、また、その合意した期間の賠償金について、後々追加して請求することができなくなる点に注意が必要です。

そこで、まずはこのノートに日々の記録を書きとめていただき、日々の出来事や支出費用を整理してみて下さい。その上で、①それをもとに請求書を作成して東京電力と合意をするのか、②紛争解決センターに仲介の申立をするのか、③それとも東京電力に対する訴訟を提起するのか、慎重にご検討いただきたいと思います。

それでは、これから、このノートの記入の仕方をご説明致します。

1 まず表紙を見て下さい。

① まずは、他の方のノートと混同しないように、表紙の氏名欄に各自の氏名を書き込んでから、使用して下さい。

② この表紙には、兵庫県弁護士会の無料面談相談の電話番号に始まり、大阪弁護士会、福島県弁護士会、日本弁護士連合会（こちらは東京にあります。）、などによる無料電話相談の番号も記載されています。分からぬことや困ったことがあれば、こちらの電話番号に電話をしてください。弁護士が皆さんのお質問にお答えします。

2 表紙の後ろを開けて下さい。

このページには、「ご利用上の注意点」がありますので、後でよく読んでください。

特に、このノートは、日々の記録を付けることにより、損害賠償を請求するための準備をするためのものです。ここに書いたからといって、その項目や金額が、そのまま賠償が受けられるというものではないことには注意をしてください。

また、このノートは、将来、内部被曝に関する認定資料にもなります。賠

賠償を受け取った後も、処分せずに保管しておくようお願いします。

3 2ページを開けて下さい。

このノートの2ページから11ページには、皆さんのお役に立つであろう相談窓口の電話番号を掲載しております。2ページから5ページまでは兵庫県下の問い合わせ先です。5ページから11ページには福島県下の問い合わせ先を中心に、全国の問い合わせ先を掲載しております。

4 12ページを開けて下さい。

12ページには、賠償金支払いまでの流れが記載されています。賠償金を受け取るための手段としては、①請求書を返送し、賠償金額について東京電力と合意する、②紛争解決センターに仲介を申し立てる、③東京電力に対する裁判をおこす、という3つの方法があります。

①による場合、早期に賠償金を受け取れる可能性はありますが、東京電力の基準による支払金額になること、支払いの対象となった期間の賠償金については、後々追加して請求することができなくなることに注意が必要です。

5 13ページを開けて下さい。

こちらには、各項目ごとの合計額を記入するとともに、受領した仮払い金の金額を記入して下さい。「項目別損害賠償額」の合計から「仮払金」の合計を差し引いた金額について、東京電力に対して請求できる可能性があります。

6 14ページ・日々の記録表を開けて下さい。

14ページ～31ページは、日記のような形式になっています。

記録表の最初の行には、「3月 11 日福島県第一原発事故発生」と記載されていますので、これに続けて3月11日以降の出来事を思い出しながら、書いてみて下さい。

この部分は、将来、放射能による健康被害が問題になったとき、何月何日、どこで、なにをしていたか、被曝量の積算等を立証するための大変重要な資料になります。

皆さんの中には、もう6ヶ月も前のことを思い出すのは大変だという方がいるかもしれません。しかし、今思い出して、書き留めて置かなければ、実際に内部被曝の影響が出るかもしれない、10年後、20年後、30年後には、到底、思い出すことはできません。ご自分と家族を守るために、大変ですが挑戦してみて下さい。

また、日々の記録表を書いていただくことによって、損害項目別に整理す

る際の作業もスムーズになります。

なお、記入の際には、お手元にあります参考記入例☆の1ページを参照して下さい。

7 3 2 ページを開けて下さい。

ここには、各項目別に損害の概要、すなわち、どのような費用を支出したのか、その項目を記載していただきます。記入例のような形で、思い出しながら項目を記載してみましょう。

8 ここからは、各損害項目を整理して記載していただくことになります。損害項目は、ア検査費用（身体）、イ避難費用、ウ生命身体の損害、エ精神的損害（慰謝料）、オ事業の損害、カ休業損害、キ検査費用（物品）、ク財産の損害、ケー時立入費用・帰宅費用、コその他に分類されています。対象となる項目欄に、支出した費用を記入してください。以下、順番に見ていきます。

9 まず、3 4 ページ（検査費用（身体））を見てください。参考記入例☆は2ページのア検査費用です。ここには、通常の医療費ではなく、特に、人に対する放射線の影響等を検査したときには、その費用を記入してください。交通費も入ります。証拠は領収書になります。

10 3 6 ページ（避難費用）を開けてください。参考記入例☆は2ページのイ避難費用です。ここには、避難するためにかかった、交通費、ガソリン代、宿泊費、アパートの賃料等が含まれます。記入例の家族は、福島県内で2ヶ所の避難所に避難した上で、4月より兵庫県にアパートを借りていますので、これを記入することになります。証拠資料は賃貸借契約書、領収書になります。

11 3 8 ページ（生命、身体の損害等）のページも書きこんでみましょう。参考記入例☆は3ページのウ生命身体的損害です。ここには、先ほど見ました「日々の記録表」で書いてきたことの中から、避難生活の中で病気やケガをしたこと、もしくは、健康状態の悪化を防止するために掛かった費用を書き入れます。事例の方は、避難所の生活の中で奥さんと、娘さんが体調を崩して医療機関に係り、医療費及び交通費がかかっていますので、それを記入しています。証拠資料は診療明細書、領収書になります。

12 では、40ページ（精神的損害）を開けてください。参考記入例☆は3ページのエ精神的損害です。ここは精神的損害、いわゆる慰謝料のページです。

紛争審査会では、慰謝料について、避難生活をした期間と場所の種類に応じてその金額を決めています。ですから、どこに、いつからいつまでいたのかということが大事になります。具体的には、事故発生から6ヶ月間（第1期）については1人月額10万円（但し避難所の場合には12万円）。その後の6ヶ月間（第2期）は1人月額5万円が目安。1年後から事故の収束まで（第3期）は未定とされています。

この基準については、十分なものとはいえないという批判もあります。この欄には、大変だった点、苦痛だった点等を記入しておいて下さい。

13 42ページ（事業の損害）、44ページ（休業損害）を開けて下さい。ここは仕事の損害に関するページです。42ページの「事業の損害」が自営業を営んでいた人の記入欄になり、44ページの「休業損害」がお勤めやパート、アルバイトをしていた方の記入欄になります。参考記入例☆は4ページのオ営業損害を見てください。事例の方は、パン屋を経営していた。このパン屋さんの前年の売り上げなどから、今年の売り上げを予測し、例えば4ヶ月で160万とします。そして、売上に応じて変動する経費の前年の割合などから、材料費や光熱費など今年の売り上げに応じて変わる変動的な経費を40万と予測します。160万から40万円を引いた粗利の金額120万円を減収分として記載することになります。売り上げそのものが損失にならないことは、分かりますか？3月11日以降は、実際には支出していない経費があります。そこで、この分までを請求してしまうと取りすぎになってしまふわけです。ただ、人件費など売上に関係なく発生する固定的な経費は引く必要はありません。また、3月11日以降に破棄した食品の費用等がありましたら、ここに記入してください。分からぬ点がありましたら、この後の相談会や弁護士会の無料相談電話、面接相談などでお聞きください。証拠は、原発事故前の確定申告書、決算書類、伝票、帳簿等になります。

さて、事例の方の奥さんは、パートでスーパーに勤めていますので、44ページの休業損害の表を記入することになります。参考記入例☆は4ページのカ休業損害を例にして、年収等を記入してください。証拠は源泉徴収表、給与明細書になります。

14 46ページ（検査費用（物品））を開けて下さい。参考記入例☆は4ページのキ検査費用です。物への放射線の影響を計測した場合の費用を書いて下さい。証拠資料は計測した後もらう領収書です。

事例の方は、年月日を未定とした上で、将来自分の家、自分のパン屋を計測するつもりで記入しています。もちろん、賠償金は、実際に支払った場合にしか出ませんが、記入漏れを防ぐために将来のものも鉛筆等で記入しておくとよいと思います。

15 48ページ（財産の損害）を開けて下さい。参考記入例☆は4ページのケ財物損害です。財物すなわち、家や家財や土地、商品などに放射能等の被害により価値が軽減してしまった場合に記入するページです。

事例の方は、現段階では自宅の土地、建物、家財、パン屋、パン屋の什器備品がどの程度、放射能に汚染されているか分かりませんので、年月日を未定として記入し、メモ欄で、事情を書いています。但し、ペットの飼い犬については、避難中に死亡してしまっており、損害額を記入しています。

16 50ページ（帰宅・一時立入費用）を開けて下さい。参考記入例☆は5ページのケ帰宅・一時立入費用です。こちらには、すでに一時帰宅をされた方は、その際にかかった費用、これからの方は、年月日を未定とした上で、分かる範囲のおよその費用を鉛筆で記入しておいて下さい。

17 52ページ（その他の損害）欄には、これは重要なのかどうか分からぬが、自分が損害を被ったと思うことを自由に書いてください。

以上が、被災者ノート記入方法の説明になります。損害項目ごとの整理は、後からでもできますので、まずは、日々の記録を記載してみてください。

皆さんにとって、慣れない手間のかかる作業になりますが、東電からしっかり賠償金をもらうために、がんばってみましょう。

不明な点は、表紙の弁護士会の無料電話相談に電話をしたり、弁護士会で行なう一斉相談会や、面会無料相談で解決するようにしましょう。

以上